

2 地震発生時の緊急連絡体制（改訂）

学校における地震発生時の緊急連絡には、児童生徒の生命と安全を守るため、「地震発生に伴う通報」と「第一行動および避難行動に関する指示」とがある。

地震発生時、学校の防災本部（校長等）は防災マニュアルに基づき、これらの緊急連絡を校内放送やその他の連絡手段を通じて、迅速に全校の児童生徒、教職員に徹底することが必要である。

（1）緊急連絡体制〔例〕

① 緊急連絡体制の確立

地震発生時における緊急連絡は、校内放送などによりできるだけ早く行うことが望ましいが、地震の規模（震度）などにより難しいこともある。しかし、避難に関する指示については、適切な判断により迅速に行うようにしなければならない。

緊急連絡の内容は、学校の実態を考慮して、その順序や要領をあらかじめ決めておく。

例えば、「ただいま、強い地震が発生しました。全員、机の下に入りなさい。
次の指示があるまで、そのまま待機しなさい。』（この通報は状況により放送できないことがある。）
「まだ、強い余震が予想されます。校舎内は危険ですので、全員、運動場に避難しなさい。」など。

⑤ 家庭、地域、関係機関等との連絡方法

地震発生時において、保護者や地域の協力を得なければならないことがある。

したがって、家庭・地域への連絡は、平素から緊急連絡網を整備し、その有効な活用を図るようにする。また、警察署・消防署・保健所などとの連絡を密にし、協力を得るようにする。

特に、教育委員会には、学校の被害状況を報告するとともに、必要に応じ教育委員会からの指示を受けるようにする。

これまで緊急連絡体制フロー（例）における県教育委員会への報告について、連絡先担当課や連絡方法について明記されていなかったため、別紙 改訂版（例）のとおり詳細を示した。

平時に連携する担当課と同じく、緊急時にも決められた方法で連携することとする。

連絡の内容および連絡先

内容	市町立学校	県立中・高等学校	県立特別支援学校
児童生徒の避難状況	幼小中教育課	高校教育課	特別支援教育課
児童生徒の被災状況	保健体育課	保健体育課	保健体育課
教職員の被災状況	※1	教育総務課	教育総務課
学校施設の被災状況	※2	教育総務課	教育総務課
休校などの措置	幼小中教育課	高校教育課	特別支援教育課

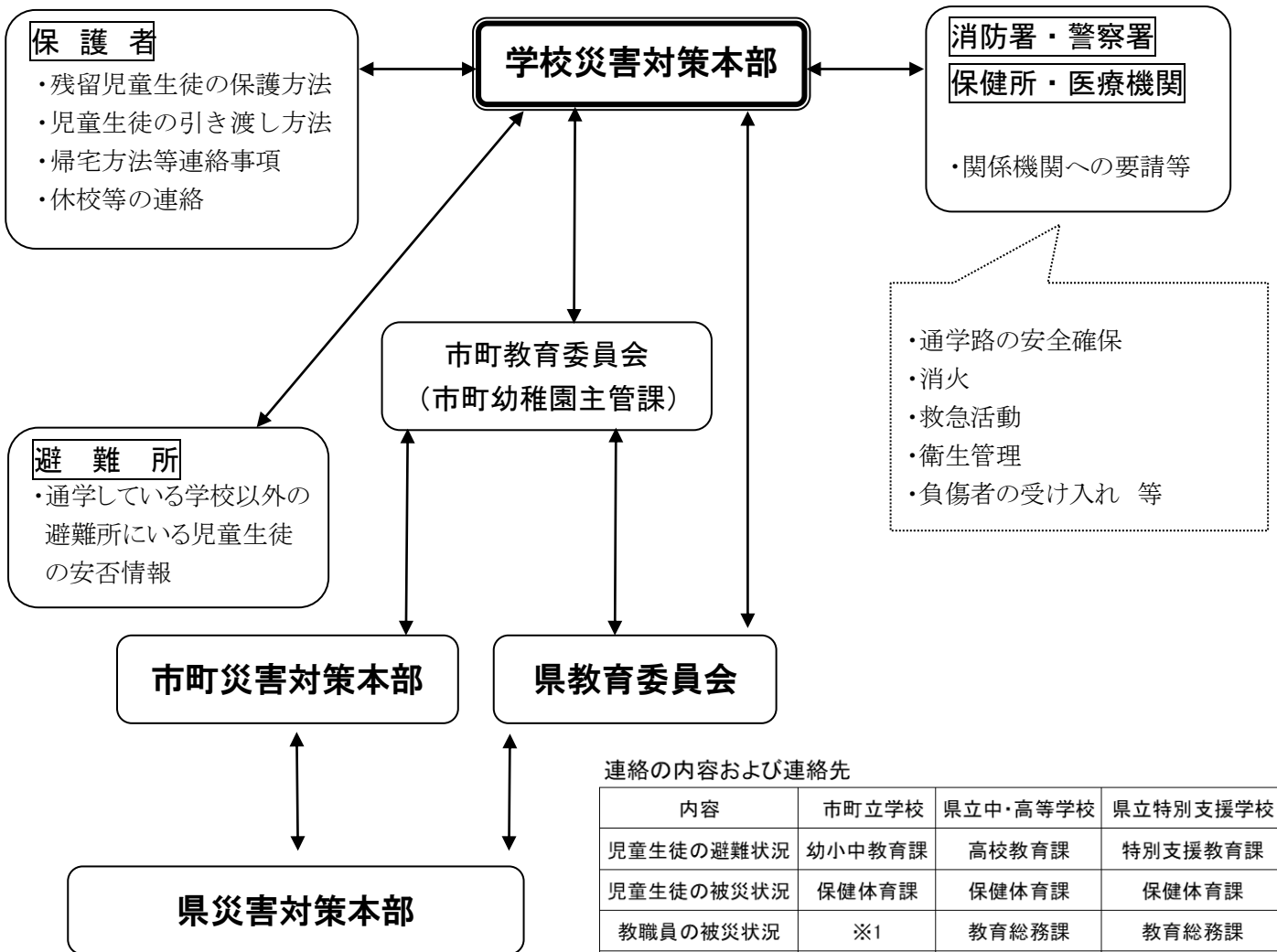
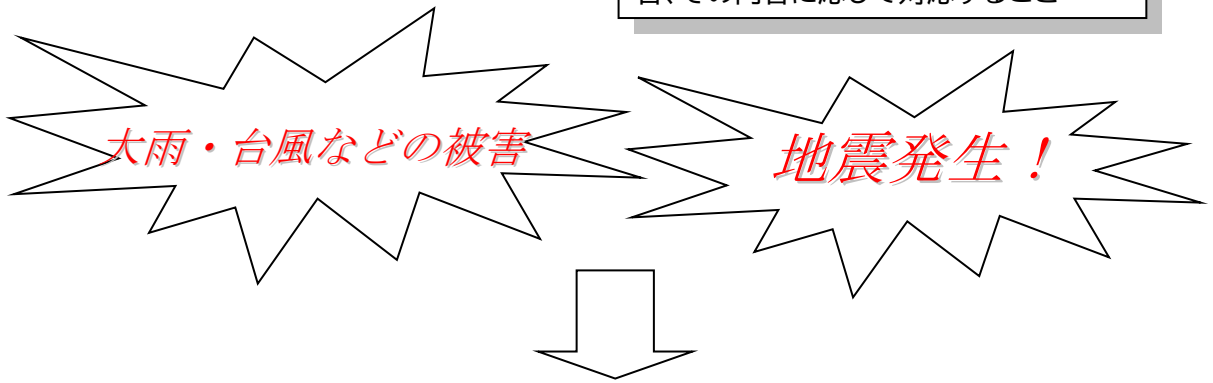
※1 県への連絡が必要な場合 教職員課

※2 県への連絡が必要な場合 教育総務課

●児童生徒の被災状況、自然災害による怪我については事故速報様式にて保健体育課へ FAX（休日も同様）

(2) 緊急連絡体制フロー〔例〕

下記の内容については地震以外の台風、大雨、落雷等の災害時に被害があった場合、その内容に応じて対応すること



連絡の内容および連絡先

内容	市町立学校	県立中・高等学校	県立特別支援学校
児童生徒の避難状況	幼小中教育課	高校教育課	特別支援教育課
児童生徒の被災状況	保健体育課	保健体育課	保健体育課
教職員の被災状況	※1	教育総務課	教育総務課
学校施設の被災状況	※2	教育総務課	教育総務課
休校などの措置	幼小中教育課	高校教育課	特別支援教育課

※1 県への連絡が必要な場合 教職員課

※2 県への連絡が必要な場合 教育総務課

●児童生徒の被災状況、自然災害による怪我については事故速報様式にて保健体育課へFAX(休日も同様)

児童生徒の安否確認・負傷者の有無・施設や設備の被災状況等を把握し、保護者や関係機関に連絡（電話等が繋がりにくい状況を想定し、緊急時の連絡方法を複数考えておく必要がある）